

令和7年12月3日

株式会社 [REDACTED]
目黒支社 [REDACTED]様

東京都中野区弥生町 [REDACTED]
豊田勝則

事故報告書(下記の添付書類等を参照)

前略、

11月26日に左肩のMRI検査を受け、骨折していないことが確認できました。
同月11日にMRI検査を受けた親指の痛みについては、俗称「日にち薬」と言われる
月日の経過により自然治癒するまでサポーターを継続することにして、12月からは
自転車通勤を再開しました。

平成25年に(株)[REDACTED]の顧問に就任し、現在でも総合通報事業部の実質的な責任
者として従事しています。(同封した名刺とパンフレットを参照)

顧問に就任した時から中野新橋の社宅から新井の事務所には次の事由でタクシー通勤
していました。

タクシー通勤であれば約10～15分ですが、電車通勤の場合は東中野または荻窪経
由になり、双方ともに45分以上を要します。

後期高齢者になって足腰が弱ったことを自覚せざるを得なかったため、一念発起して
約15分の自転車通勤に変更しました。

下記の事故自転車の代わりに購入した自転車の関連書と交通費の領収書を送付します。
交通費については、[REDACTED]様と[REDACTED]の[REDACTED]様の双方に通勤と通院に係わる
全ての領収書を送付しますので、双方の物損免責約款に基づいて分別をお願いします。
私が責任者をしている総合通報事業は取引先が自治体と消防署、業務が独居高齢者の
人命救助であるため、24時間365日、救助に係わる消防署などから緊急連絡があ
ります。

私は警察の実況見分の際、事故の動揺により消防署などの緊急連絡用の携帯電話を私
の連絡先にしていたのです。

私の本来の住居は静岡県ですが、現在の住所は東京の社宅で、完全なりモータワーク
が可能な通信機器と情報機器を備えていますので、今後の連絡方法は全て会社の電話
番号または会社のメールアドレスをお願いします。

なお、示談書については、当社の顧問弁護士の承認を得る必要があることを予め連絡
させていただきます。

記

1. 購入自転車の領収書(写し)と購入同型自転車の写真1枚
2. 事故自転車の写真4枚
3. 11月5日～11月19日のギブスの写真1枚と11月20日以降のサポーターの写真
4. 通勤・通院に係わる全ての交通費(写し)

以上

領収証

No. 0194052

豊田 勝則 様

引き取り車種

金額	百万	千	円
		3,517	80

印紙税申告納
付 紙 税 申 告 納
税 務 署 承 認 済
FL

但し 自転車として (内 10%対象消費税 3192 円)
(内 %対象消費税 円)

上記正に領収致しました。

25 年 11 月 12 日

本社所在地：埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-32
登録番号：T1030001004269

内訳

0051040886	
アリス	カード
1001	3192

毎度ありがとうございます



島忠中野店 TEL050-171-5077



発行者	受領者
接	









